

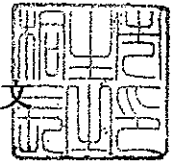
桐生市告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の町及び字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、平成 29 年 3 月 22 日からその効力を生ずるものとする。

平成 29 年 3 月 22 日

桐生市長 亀 山 豊 文



次の区域を、広沢町四丁目字請場に編入する。

町 名	字 名	地 番
広沢町間ノ島	間ノ島下河原	10 番 1、10 番 2
	間ノ島	21 番 18、21 番 41